

令和5年 建築士統一

1001. 中内検査 法7条の3

- ↓
 特定工程に係る工事を終えたときは、建築工事の検査を申請し得るもの
 一 階数3以上である共同住宅の床及び天井に鉄筋を配置する工程で、
 政令で定める工程
法11条
 ↳ 2階り床及び天井に鉄筋を配置する工事の工程
- 二 特定行政庁が指定する工程

1002. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

- 法7条の6
法6条第1項一号から三号 までの建築物を新築する場合
 ↓
 鉄骨造、延べ面積200㎡、戸数連工事事務所
法7条5項 の検査済証の交付を受けた後は、法44条が使用し得るもの
法14条
 ↳ 検査済証の交付を受ける前でも建築物を使用することができる

1003. 仮設建築物に対する制限の緩和

- 法85条6項、7項
 特定行政庁は、国際的な規模の会議の用に供することにより1年を超えて使用する仮設興業場を
 建築する場合に、その建築を許可することができる。

1004. 認証型式部材

- 法68条の20
 1項 法6条4項に規定する審査に適合するものとする
 2項 工事監理者により設計図書と共に完成工場のことが確認 → 完了検査に適合するものとする

令和4年

101. 報告, 検査等

法12条 → 法6条1項-1号 法別表第1(イ)欄の特殊建築物 床面積200㎡超
↓ 法16条で定めるものその他
所有者 (所有者と管理者が異なる場合は管理者)
↓ 状況
定期に 特定行政庁に報告

102. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項-1号の特殊建築物に用途変更する場合
↓
法6条(3項, 5項, 6項を除く)を準用 → 確認済証
法7条1項中, 完了と建築主事へ届け出た日から起算して1年以内に読み替え

103. 確認済証を受けた建築物の変更

法6条1項 → 確認を受けた建築物の計画の変更 → 同不致 (確認済証の交付が必要)
「軽微な変更を除く」
規則3条の2
15号 建築設備の材料, 位置又は能力の変更

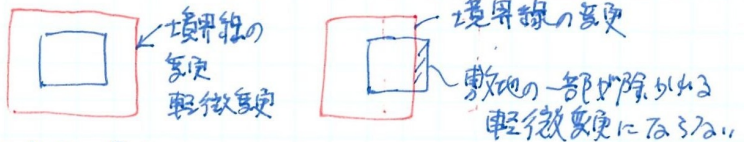
104. 検査済証の交付を受けたものの建築物の使用制限

法7条の61項
→ 法6条1項-1号から3号までの新築, 増築, 改築, 移転, 大規模の修繕, 模様替
↓ → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物を使用したるもの。
三号に該当 → 下は「次の各号の場合に, 使用することができる」
三号 申請が受理された日から7日を経過したとき。

令和3年

101. 軽微変更

法6条1項
→ 規則3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
1項-2号 敷地が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更
(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く)



102. 工事中における安全上の措置に関する計画の届出

法90条の3 (月次から7日ごと)
→ 法別表1(イ)欄(イ), (2), (4)で政令で定める建築物 → 特定行政庁に届け出
法147条の2
2号 病院, 診療所, 5階以上の床面積1500㎡超

103. 検査済証の交付を受けたものの建築物の使用制限

法7条の61項
→ 法6条1項-1号から3号の建築物 → 法7条5項の検査済証を受けた後2ヶ月以内
飲食店, 平家, 診療所 200㎡は 四号
→ 規定の対象外
使用できる。

104. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条1項 → 法6条1項-1号の特殊建築物に用途変更
→ 法7条1項の規定を準用
工事を完了したときは, 建築主事の検査を申請(届け出た)する。
↓ 読み替え
「建築主事へ届け出た」

令和2年

101. 工事中における安全上の措置に関する計画の届出

法90条の3

→ 法別表第1(1)項(1),(2),(4)で政令で定めるもの

→ 令147条の2第1項 (届け出を要する建築物)

一 号 百貨店、スーパーその他物品販売業を営む店舗、3階以上又は地階の床面積1500㎡超

→ 令13条の2 (避難施設等に含まれる工事)

(1) (2) - のための塗装工事

出入口又は屋外への出口の扉に用いるガラスの取替え工事 → 届け出は不要
非常用の照明装置に用いる照明器具の取替え工事

新築、避難施設等の工事

→ 工事中における安全上・防火上、避難上に関する計画書を所定行政庁へ届け出

102. 報告、検査等

法12条1項

→ 法6条1項一号の特殊建築物のうち

令16条1項一 号 法別表1(1)項(1) → 3階以上又は1000㎡以上

定期報告を要する 二 号 劇場、映画館、演芸場 → 主階が1階に70㎡超

三 号 法別表1(1)項(2),(4)

四 号 法別表1(1)項(3) → 3階以上又は2000㎡以上

令16条2項 令14条の2の建築物

指定行政庁が 一 号 法別表1(1)項 → 階数以上の1000㎡超~2000㎡以下

指定した場合に 二 号 事務所等が階数以上の2000㎡超

定期報告が必要 令16条1項に該当するもの

法12条3項

→ 特定建築設備等

(昇降機
特定建築物に設ける建築設備)

定期報告を要する

令16条3項一 号 → 令19条の3第1項 エレベータ、エスカレータ

二 号 → 令16条1項の建築物に設ける防火設備

指定行政庁が

指定した場合に定期報告が必要

法12条3項の後半 → 上記以外の特定建築設備

103. 軽微変更

法6条1項

→ 規則3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

1項三 号 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更

104. 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

法7条の61項

→ 法6条1項一 号から三 号の建築物 → 法7条5項の検査済証の交付を受ける

鉄骨造、延べ面積2000㎡を超え平家建て飲食店は四 号

→ 規定の対象外

後に「おかしな」使用がなされる。

令和1年

101. 検査済証の交付を受けるものの建築物の使用制限

法7条の6第1項

→ 法6条1項一号から三号の建築物 → 法7条5項の検査済証の交付前に建築物の使用はなされる

→ 鉄骨造、延べ面積100㎡以上の階建共同住宅は、一号に該当

→ T-FI 次の各号の場合の使用は、法7条の21項の規定による指定を受けた者が認めるとす

102. 定期報告

法12条1項

① 法6条1項一号の特殊建築物のうち 法16条1項 で定めるもの

② " " " " ①に該当しないものは、法16条1項で定めるもの

法16条1項 (法14条の2第2号) 法34条第1の特殊建築物で3階以上、延べ面積100㎡超～200㎡以下で、法16条1項で定めるもの

→ ④ 事務所で階数3以上、延べ面積が200㎡超で、法16条1項で定めるもの

⑤ 調査員は、一級建築士、二級建築士又は建築物調査員等

⑥ 報告義務者は、所有者又は管理者

103. 用途変更に対するこの法律の準用

法87条

→ 法6条1項一号の特殊建築物に用途変更

→ 法7条の2(国土交通大臣の指定を受けた者による検査)

→ 法7条1項の規定を準用して一部区画の積戻

工事と完了したと認め、建築主事に届け出る必要がある

の規定は準用されない

104. 工事中における安全上の措置等に関する計画の提出

法90条の3

→ 法34条1(イ)種(1)(2)(4)で政令で定める建築物

施工中の安全計画

→ 行政機関に届出

→ 法147条の2一号 百貨店、マート、物品販売業

3階以上又は地階、延べ面積100㎡超

法7条の6第1項

→ 法6条1項一号から三号の建築物 → 仮使用の認定が必要